

【資料 1】

若者と地域をつなぐプロジェクト事業業務委託に係る企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する若者と地域をつなぐプロジェクト事業業務委託（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定める。

1 業務内容

- (1) 委託業務の名称 若者と地域をつなぐプロジェクト事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添業務委託仕様書（資料 2）のとおり

2 委託予定期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 委託経費（委託額の上限）

2, 045, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和 7 年 4 月 8 日（火） |
| (2) 実施要領等に関する質問受付締切 | 令和 7 年 4 月 16 日（水）午後 5 時（必着） |
| (3) 質問に対する回答の掲示 | 令和 7 年 4 月 17 日（木） |
| (4) 参加資格確認申請締切 | 令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 5 時（必着） |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和 7 年 4 月 21 日（月） |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求 | 令和 7 年 4 月 23 日（水） |
| (7) 企画提案書提出締切 | 令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時（必着） |
| (8) 審査による契約者の選定 | 令和 7 年 5 月上旬（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和 7 年 5 月中旬（予定） |

5 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 次のア又はイに該当する者であること。
 - ア 秋田県内に本社、支社、営業所又は事務局を有する者
 - イ 「8 共同企業体の取扱い」により、アに該当する者と共同企業体を組む者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 参加資格確認申請書の提出日から受託候補者を選定するまでの間において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本業務を遂行するに当たり、事務局の求めに応じて速やかに来庁し、必要な協議が円滑に行える体制を有すること。
- (7) 受託業務について十分な業務執行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

6 手続等に関する事項

(1) 事務局

秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課 地域協働推進チーム

住 所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話：018-860-1245 FAX：018-860-3875

メールアドレス：chiiki@pref.akita.lg.jp

(2) 応募に必要な書類

応募に必要な書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペーコンペ情報」に掲載する。

なお、企画提案競技説明会は開催しない。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「実施要領等に関する質問票」（様式第1号）により受け付ける。

ア 受付期限 令和7年4月16日（水）午後5時（必着）

イ 提出方法 電子メール又はFAXにより提出すること。

ウ 回答方法 質問及び事項を取りまとめの上、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペーコンペ情報」に掲載する。

7 参加資格の確認

本業務委託に関する企画提案競技に参加しようとする者は、次の申請書類を期限までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書類

- ・企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）
- ・団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績（様式3）

(2) 提出期限

令和7年4月18日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

事務局に持参、郵送又は電子メールにより提出

(4) 提出場所

秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課

(5) 提出に係る留意事項

- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
- ・郵送の場合は、書留により提出期限までに必着とすること。
- ・提出後の訂正及び変更は認めない。
- ・提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとする。

(6) 参加資格確認結果の通知

- ・令和7年4月21日（月）までに電子メールにより通知する。
- ・申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消すものとする。
- ・参加資格申請後に参加資格の各要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。
- ・都合により参加を辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届（様式4）を提出すること。

(7) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格が認められなかった者は、秋田県知事に対し、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年4月23日（水）

イ 提出方法 事務局に持参、郵送又は電子メールにより提出

ウ 提出場所 秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課

エ 留意事項 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
郵送の場合は、書留により提出期限までに必着とすること。

オ 回答方法 秋田県知事は、書面を受理してから3日以内に、説明を求めた者に対し、書面（郵送）でその理由を回答する。

8 共同企業体の取扱い

企画提案競技への参加に当たり、共同企業体を組む場合は、次のとおりとすること。

- (1) 共同企業体には、「5 参加資格に関する事項」(1) アに該当する者を1以上含むものとし、また、全ての構成員が参加資格(2)～(7)を満たす者であること。
- (2) 共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、単独、重複又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできないものとする。
- (3) 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3とすること。
- (4) 各構成員は対等の立場で、一体となって本業務を履行すること。
- (5) 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地及び県が委託料を支払う際の振込口座等を定めること。
- (6) 「7 参加資格の確認」において、企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）については、共同企業体の代表者が提出すること。また、団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績（様式3）については、構成員の全員分を提出すること。

(7) 「7 参加資格の確認」の提出書類のほか、次の書類を提出すること。

- ・共同企業体結成届（様式5）
- ・共同企業体協定書（様式6）

9 企画提案書等の提出

参加資格確認を認められた者は、次により提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式7）及び企画提案書（参考2：任意様式）

- ・企画提案書は、業務委託仕様書（資料2）を熟読の上、作成すること。
- ・企画提案書のサイズは、原則としてA4判とすること。
- ・企画提案書には、図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。
- ・企画提案は1案のみとすること（複数の提案は不可）。
- ・提出部数は、正本1部、副本6部とすること（副本6部のうち、1部はホチキス留めにせず、ダブルクリップで留めたものを提出すること）。

イ 見積書（企画提案書の内容を実現するための費用を明らかにした積算内訳）

ウ （賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合）賃金水準の向上に関する取組を評価する次の資料

※加点措置の詳細については、企画提案協議審査基準（資料3）により確認すること。

- a 令和6年及び令和5年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は、税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）
- b 事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）
- c 「パートナーシップ構築宣言」の写し

エ （女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合）女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料

※加点措置の詳細については、企画提案協議審査基準（資料3）により確認すること。

- a 女活法・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し（労働局の受付印が押印されたもの）
- b 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
- c 労働局長が交付する法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し
- d 秋田県知事表彰（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し

(2) 提出期限

令和7年4月30日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出

(4) 企画提案書の記載事項

仕様書に記載した内容を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

ア 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイントを記載すること。

イ 実施体制

本業務を運営管理するために必要な人数や職務内容など、具体的な実施体制を仕様書に沿って記載すること。共同企業体を組む場合は、共同で業務を実施する体制を示すこと。

ウ 実施方法

仕様書に沿って、次の項目について実施方法等を記載すること。

- a 本業務の実施スケジュール
- b 集中ワークショップの構成及び講師（案）のプロフィール・実績
- c 活動支援の内容
- d 参加者同士の交流や地域との交流を深めるために工夫する点
- e その他、運営上工夫する点

(5) 提出場所

秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課

(6) 提出に係る留意事項

- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
- ・郵送の場合は、書留により提出期限までに必着とすること。
- ・提出後の訂正及び変更は認めない。
- ・提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとする。
- ・提出された企画提案書等は、原則返却しない。

(7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

10 委託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

企画提案の審査は、企画提案競技審査基準（資料3）に基づき、審査委員会が行う。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託上限額を上回った場合には、審査の対象とはならない。

(2) 審査方法

原則、プレゼンテーションに基づき審査する。

なお、書面による審査を行う場合には、参加者に別途通知する。

審査委員会で最も優れていると認めた者を本業務の契約候補者として選定し、審査の結果は、選定後速やかに各参加者に書面で通知する。

(3) 苦情の申立て

選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県

の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない）以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申立てすることができる。

（4）その他

第1順位者の契約候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

1.1 契約に関する事項

（1）契約書作成の要否

要

（2）契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合がある。

また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更等される場合がある。

（4）選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

（5）契約書（参考1）

契約書は、業務委託契約書（案）（参考1）のとおりとする予定

1.2 公正な企画提案競技の確保

次の点に留意すること。

（1）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

（3）参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

（4）参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13 その他

- (1) 企画提案及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 企画提案内容に含まれる著作権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 参加者が企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。